

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議について

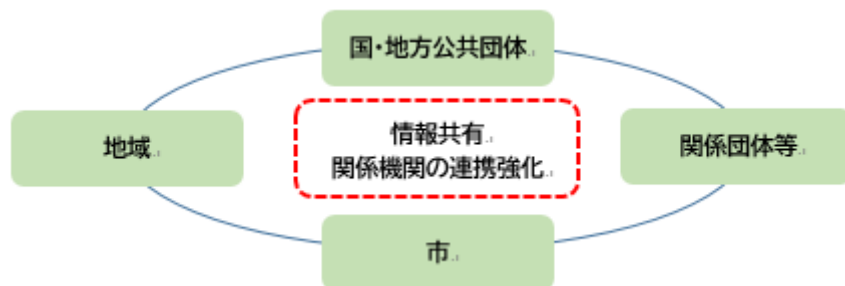
1 船橋市再犯防止推進計画

船橋市では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画として、令和6年3月に「船橋市再犯防止推進計画」を策定し、令和6年度～令和8年度の3年度間の計画として施行しております。

計画では、同法の規定及び国の再犯防止推進計画における重点課題を踏まえ、以下の6項目について具体的な取組として設定しております。

- ① 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂を推進するための取組

また、計画においては、『学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民・団体や行政機関等を構成員とする「(仮称)船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置し、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築』を進めることとしております。



2 船橋市再犯防止推進ネットワーク会議

令和6年度から新たに「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置しました。

- ・年2回～3回の開催を予定(7年度は2回を予定)
- ・関係機関の活動や取組・イベントなどの情報交換、課題の共有
- ・再犯防止に関わる現状の把握
- ・ガイドブックの作成、次期計画に向けた検討など